

MA2010—1

船 舶 事 故 調 査 報 告 書

平成22年1月29日

運 輸 安 全 委 員 会

(東京事案)

- 1 漁船第二十二事代丸水産練習船わかしまね衝突

(地方事務所事案)

函館事務所

- 2 漁船第三十八北寿丸乗組員死亡
- 3 漁船長寿丸火災

仙台事務所

- 4 漁船第3弁天丸転覆
- 5 引船第十二天帝沈没
- 6 漁船海宝丸乗組員死亡

横浜事務所

- 7 貨物船つるかぶと貨物船明神丸衝突
- 8 モーターボートが一こ丸SH転覆
- 9 モーターボートMEISEI転覆
- 10 モーターボートサンシーカートマホーク37衝突 (係船杭)
- 11 貨物船第二朝日丸乗揚
- 12 モーターボートあおい丸漁船茂吉丸衝突
- 13 漁船第十八海栄丸火災
- 14 漁船第七十八福壽丸乗組員死亡
- 15 漁船ほくさん丸火災
- 16 交通船第五たちばな衝突 (岸壁)

神戸事務所

- 17 貨物船利根丸火災
- 18 モーターボートいろはまい同乗者負傷
- 19 ヨットKan-3操船者死亡
- 20 モーターボートクイーンズエムII衝突 (海中の障害物)
- 21 漁船第二富貫丸乗組員死亡
- 22 モーターボート (船名なし) 乗組員死亡

広島事務所

- 23 貨物船第十八勝栄丸乗組員死亡
- 24 漁船第十七宇野丸衝突 (防波堤)
- 25 漁船長栄丸乗組員死亡
- 26 旅客船銀河乗揚

- | |
|------------------------|
| 27 手漕ぎボート (船名なし) 操船者死亡 |
|------------------------|

門司事務所

- 28 漁船第十二仁洋丸漁船康成丸衝突
- 29 貨物船 GOLDEN VOYAGE 貨物船 WOORYANG GLORY 衝突
- 30 漁船進高丸乗組員負傷
- 31 モーターボート浪路丸乗揚

長崎事務所

- 32 遊漁船乙姫丸漁船一洋丸衝突
- 33 油送船第二十八旭丸乗揚
- 34 漁船第五十七幸福丸転覆

那覇事務所

- 35 漁船大寿丸乗揚

本報告書の調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない。

運輸安全委員会
委員長 後藤 昇 弘

《参 考》

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて

本報告書の本文中「3 分 析」に用いる分析の結果を表す用語は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」
・・・「可能性があると考えられる」

27 手漕ぎボート（船名なし）操船者死亡

船舶事故調査報告書

平成22年1月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	操船者死亡	
発生日時	不明（平成21年9月26日 09時00分～11時05分ごろ）	
発生場所	不明（本船発見場所は、広島県尾道市大浜 ^{おおはまぎ} 埼東方沖 大浜埼灯台から真方位088°800m付近（概位 北緯34°21.5′ 東経133°11.0′）であった。）	
事故調査の経過	平成21年10月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての操船者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	手漕ぎボート（船名なし） なし、個人所有 約2.30m×約1.12m×約0.39m、FRP なし、不詳	
乗組員等に関する情報	操船者 男性 55歳	
死傷者等	死亡 1人（操船者）	
損傷	なし	
事故の経過	本船は、平成21年9月26日（土）09時00分～11時05分ごろ、操船者1人が乗り組み、釣りの目的で尾道市向島町の海岸を出港した。11時05分ごろ、第六管区海上保安本部広島航空基地所属のヘリコプターが通常の上陸中、尾道市因島大橋付近において無人の本船を発見した。 操船者は、10月4日09時50分ごろ大浜埼灯台から真方位139°3,500m（概位 北緯34°20.2′ 東経133°12.0′）付近で発見された。死因は溺死と検案された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 3.5m/s 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期	
その他の事項	本船は、発見時、漂流中で、船内には釣竿及び餌などが置いてあり、オールは台座に備え付けられた状態であった。 操船者は、発見時、救命胴衣を着用していなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 死因は溺死であった。 操船者は、落水したことにより死亡した可能性があると考えられるが、落水した状況について

	は、明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、本船が大浜埼東方沖において、1人で乗り組んでいた操船者が落水したため、発生した可能性があると考えられる。